

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年10月

酒 々 井 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	12
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	
2	利用権設定等促進事業に関する事項	
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第6	その他	25
別紙1	(第5の1の(1)⑥関係)	
別紙2	(第5の1(2)の関係)	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 酒々井町は、千葉県の北総中央部に位置し、地勢は概ね平坦にして低地部は印旛沼、高崎川周辺の水田地帯、高地部は北総台地に連担する畑地帯となっている。標高は約0.3～38mで田、畑、山林、宅地が混在している。なお、本町は東南部は富里市、八街市に接し、北は成田市、西は佐倉市に接し北西部は印旛沼を隔て印西市と接している。総面積は19.01平方kmで、都心から50km圏内にあり、その立地条件を生かして水稲や野菜を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、農業を生活基盤とする中核的農家と規模を縮小した自給的農家とに分化してきている。

このような中、中核的農家を中心として、高収益性の作目の導入及び地域産地化を図ることとし、また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 酒々井町の農業構造については、昭和40年代から成田国際空港の開港を契機として設置された各種産業及び都内等への通勤の利便さの向上に伴い、各種企業への就労者が増大し、農家の兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 酒々井町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、酒々井町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円程度）年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとする。また、青年等の就農を促進し、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4 酒々井町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、隣接する市町村とともに、JA成田市等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、印旛地域農林業振興普及協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農

業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協と各地区生産組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、印旛農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 酒々井町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を印旛農業事務所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

酒々井町の令和4年の新規就農者は0人であり、近年いない状況となっており、今後、酒々井町の農業の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、酒々井町は青年層に農業を職業として選択してもらえうよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標450人を踏まえ、酒々井町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

酒々井町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで、決め細やかに支援していくことが重要である。そのため、新規希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、印旛農業事務所、JA成田市、酒々井町農家組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと指導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に酒々井町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、酒々井町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

組織形態	営農類型
個別経営体	<ul style="list-style-type: none"> ○水稲専作 ○水稲＋落花生 ○露地野菜（直売）＋水稲 <ul style="list-style-type: none"> 根菜類（さといも・さつまいも・だいこん・しょうが等） 葉菜類（はくさい・キャベツ・ブロッコリー・こまつな等） 果菜類（なす・トマト・メロン・かぼちゃ・とうもろこし等） ○露地野菜専作 <ul style="list-style-type: none"> （葉しょうが・ばれいしょ・にんじん・だいこん等） ○果樹（なし）＋露地野菜 <ul style="list-style-type: none"> （幸水・豊水・新高・さつまいも・落花生等） ○施設花き専作（シクラメン等） ○酪農専業（乳牛）
組織経営体	水稲専作

個別経営体：標準的な家族農業経営を想定しており、その労働力構成は主たる従事者1人、補助従事者1～2人程度として示している。

組織経営体：複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体。

個別経営体

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稲専作	水田 22ha 労働力 家族 3名 (主たる従事者 1名)	所得 593万円 総労働時間 3,600時間	(資本装備) ・トラクター 40ps ・乗用田植機 6条 ・播種機 ・育苗器 ・ドライブハロー ・プラウ ・ロータリー ・トラック2t ・自脱型コバイン 4条 ・乾燥機 (3,200kg) ・もみすり機 (5インチ) ・パイプハウス (技術内容) ・早期栽培 ・品種の早晩の 組合せによる 作業の適正化	・長期安定借地 ・圃場団地化 ・品種別、圃場別 適正栽培管理技 術による高品質 多収 ・家族経営協定の 締結	・休日制の導入

算 出 の 基 礎

<p>1. 品目 水稲</p> <p>2. 規模 22ha</p> <p>3. 生産量・単価</p> <p>生産量 520kg/10a 単 価 183円/kg</p> <p>4. 粗収入</p> <p>粗収入額 20,935千円 所 得 率 28.0% 所 得 5,930千円</p> <p>5. 単位規模当たりの労働時間 22.5時間/10a</p>	<p>6. 総労働時間 3,600時間</p> <p>7. 10a当たり地代 22,000円</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水 稻 + 落花生	水田 8ha うち 自作地 3ha 借入地 5ha 畑 3ha うち 自作地 1ha 借入地 2ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者 1名)	所得 550万円 総労働時間 3,600時間	(資本装備) ・トラクター 40ps ・乗用田植機 6条 ・播種機 ・育苗器 ・ドライブハロー ・プラウ ・ロータリー ・トラック 2t ・コンバイン 5条 ・乾燥機 (3,200kg) ・もみすり機 (5インチ) ・パイプハウス ・落花生用播種同時 マルチャー (共同利用) ・落花生用掘取機 ・落花生用脱穀機 (技術内容) ・水稻早期栽培 ・品種の早晩の 組合せによる 作業の適正化	(水稻) ・長期安定借地 ・圃場団地化 ・品種別、圃場別 適正栽培管理に よる安定多収、 高品質化 (落花生) ・土づくりによる 収量の安定化と 高品質化 ・機械化による省 力栽培 ・家族経営協定の 締結	・休日制の導入

算 出 の 基 礎

<p>1. 品目 水稻+落花生</p> <p>2. 規模 11ha (水田 自作地 3ha 借入地 5ha) (畑 自作地 1ha 借入地 2ha)</p> <p>3. 生産量・単価 水 稻 生産量 520kg/10a 単 価 183円/kg 落花生 生産量 313kg/10a 単 価 650円/kg</p> <p>4. 粗収入 粗収入額 13,715千円 所 得 率 40% 所 得 5,500千円</p> <p>5. 単位規模当たりの労働時間 水 稻 22.5時間/10a 落花生 60時間/10a</p>	<p>6. 総労働時間 3,600時間</p> <p>7. 借入地面積 7ha</p> <p>9. 10a当たり地代 水田 22,000円 畑 11,000円</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 (直売) + 水 稻	畑 1ha 水田 2ha 労働力 家族 3名 (主たる従事者 1名)	所得 572万円 総労働時間 3,015 時間	(資本装備) ・トラクター 35ps ・消毒機 ・マルチ同時播種機 ・つる刈り機 ・収穫機 ・洗浄機 ・予冷库 ・トラック 2t ・作業場 ・田植機 ・コンバイン ・乾燥機等 ・育苗ハウス ・予冷库 ・管理機 (技術内容) ・多品目少量生産 による周年出荷 ・出荷調整作業の 省力化	・高度な栽培技術 による高品質、 多収 ・栽培の計画化 ・家族経営協定の 締結	・休日制の導入

算 出 の 基 礎

<p>1. 品目 露地野菜(根菜類・葉菜類・果菜類) 水稲</p> <p>2. 規模 3ha(畑1ha・水田2ha)</p> <p>3. 生産量・単価</p> <p>野菜(根菜類) 40a 生産量 2,725kg/10a 単 価 199円/kg</p> <p>野菜(葉菜類) 30a 生産量 3,488kg/10a 単 価 256円/kg</p> <p>野菜(果菜類) 30a 生産量 2,970kg/10a 単 価 330円/kg</p> <p>水稲 200a 生産量 520kg/10a 単 価 183円/kg</p>	<p>4. 粗収入</p> <p>粗収入額 9,691千円 所得率 59.0% 所 得 5,717千円</p> <p>5. 労働時間</p> <p>野菜(根菜類) 624時間 野菜(葉菜類) 870時間 野菜(果菜類) 1,071時間 水稲 450時間 (合計) 3,015時間</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考

作物別 10a 当たりの労働時間 野菜(根菜) 156時間 野菜(葉菜) 290時間 野菜(果菜) 357時間
水稲 22.5時間

野菜(根菜) さといも、さつまいも、馬鈴薯、秋冬大根、やまといも、ごぼう、こかぶ、しょうが

野菜(葉菜) はくさい、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、レタス、ほうれんそう、こまつな

野菜(果菜) なす、トマト、メロン、かぼちゃ、とうもろこし、いんげん、えだまめ、そらまめ

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 専作	畑 2ha 労働力 家族 3名 雇用 1名 (主たる従事者1名)	所得 597万円 総労働時間 5,491時間 (うち、 家族労働 4,991時間 雇用者 500時間)	(資本装備) ・トラクター 25ps ・マニュアルレタダ ・フロントローダー ・ローラー ・ラムソー ・動力噴霧機 ・手押し式播種機 ・トンネル支柱打込機 ・トンネルマルチ機 ・管理機 ・平行うねマルチ ・根菜類収穫機 ・大根、人参洗浄機 ・トラック ・作業舎 (技術内容) ・ウイルスフリー種の利用 ・収穫作業の省力化	・高度な栽培技術による高品質 ・家族経営協定の締結	・休日制の導入

算 出 の 基 礎

<p>1. 品目・規模・生産量・単価</p> <p>葉しょうが 面積 30a 収量 3,300kg/10a 単価 827円/kg</p> <p>根しょうが 面積 40a 収量 1,600kg/10a 単価 273円/kg</p> <p>ばれいしょ 面積 40a 収量 3,000kg/10a 単価 82円/kg</p> <p>早生さといも 面積 40a 収量 1,500kg/10a 単価 175円/kg</p> <p>秋冬にんじん 面積 40a 収量 4,000kg/10a 単価 109円/kg</p> <p>年内取り大根 面積 40a 収量 6,000kg/10a 単価 85円/kg</p> <p>落花生 面積 60a 収量 313kg/10a 単価 650円/kg</p>	<p>2. 粗収入</p> <p>粗収入額 17,574千円 所得率 34.0% 所得 5,817千円</p> <p>3. 労働時間</p> <p>葉しょうが 2,439時間 根しょうが 516時間 ばれいしょ 452時間 早生さといも 724時間 秋冬にんじん 440時間 年内どり大根 560時間 落花生 360時間 (合計) 5,491時間</p> <p>5. 1時間当たりの雇用労賃 1,100円</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備 考

作物別 10a 当たりの労働時間 葉しょうが 813時間 根しょうが 129時間 ばれいしょ 113時間
早生さといも 181時間 秋冬にんじん 110時間
年内どり大根 140時間 落花生 60時間

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果 樹 (なし) + 露地野菜	畑 2.7ha 労働力 家族 3名 (主たる従事者1名)	所得 581万円 総労働時間 4,534時間	(資本装備) ・トラクター 25ps (アタッチメント) ロータリー トレンチャー マニユアスプレッター ハンマーモアー ・スピートスプレイヤー 600リットル ・多目的防災網施設 ・収穫台車 ・開やく器 ・選果機 ・灌水施設 ・収穫機 ・いも洗い機 (技術内容) ・省力的骨組みによる園造成 ・早期摘らい、摘果の実施 ・土壌改良と地力向上 ・人工交配	・樹勢に応じた管理による高品質安定生産 ・多様な販路の確保 ・パソコン活用による経営管理の効率化 ・家族経営協定の締結	・安定的な休日制の確保
算 出 の 基 礎					
1. 品目 果樹(なし) 露地野菜(さつまいも・さといも・落花生)			さつまいも 181円/kg さといも 175円/kg 落花生 650円/kg		
2. 規模 2.7ha(なし1.5ha・野菜1.2ha)			5. 粗収入 粗収入額 15,919千円 所得率 36.5% 所得 5,808千円		
3. 生産量 なし(幸水) 2,000kg/10a (豊水) 3,000kg/10a (新高) 3,200kg/10a さつまいも 2,500kg/10a さといも 2,000kg/10a 落花生 313kg/10a			6. 労働時間 なし 2,850時間 さつまいも 1,080時間 さといも 304時間 落花生 300時間 (合計) 4,534時間		
4. 単価 直売 市場 なし(幸水) 500円/kg 320円/kg (豊水) 400円/kg 200円/kg (新高) 400円/kg 180円/kg					
備 考 なし150a(成園130a・育成園20a) 幸水60a 豊水40a 新高30a 野菜120a さつまいも50a さといも20a 落花生50a) 作物別10a当たりの労働時間 なし 190時間 さつまいも 216時間 さといも 152時間 落花生 60時間					

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設花き 専作 (シクラメン 等)	ガラス温室 2,000 m ² (600 坪) 労働力 家族 3名 (主たる従事 者1名) 雇用 1名	所得 606万円 総労働時間 5,600 時間 (うち、 家族労働 4,400 時間 雇用者 1,200 時間)	(資本装備) ・ガラス温室 (2軸2層カーテン自動 開閉装置付き) ・ベンチ施設 (70/100) ・自動灌水及び自 動給肥装置 ・暖房機 ・フロントローダー ・土壌攪拌器 ・ポッティングマシン ・ソイルチャージャー (鉢上げ用土 充填器) ・常温煙霧器 ・ローラー ・土壌蒸気消毒機 (技術内容) ・一部プラグ苗及 び輸入カット 苗使用 ・作業しやすい温 室内外のレイ アウト採用 ・高度技術の計 数化、単純化	・契約販売+直売 +市場出荷 ・パソコン活用に よる販売・経 理管理 ・家族経営協定の 締結	・週休2日制 ・パートの技術向上

算 出 の 基 礎

1. 生産品目・単価・収益率

生産品目	販売価格	収益率	年間温室利用回転数	鉢サイズ
シクラメン	1,000 円	29.1%	1	5号
ダブルインパーチェンス	350 円	29.1%	1	5号
エラチオールベコニア	500 円	29.1%	1.5	5号
施設利用率(ベンチ率)	70%			

2. 規模
- | | |
|-------------|------|
| シクラメン | 450坪 |
| ダブルインパーチェンス | 250坪 |
| エラチオールベコニア | 200坪 |
4. 総労働時間
5,600時間
5. 1時間当たりの雇用労賃
1,100円
3. 粗収入
- | | |
|------|----------|
| 粗収入額 | 20,814千円 |
| 所得率 | 29.1% |
| 所得 | 6,057千円 |

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
酪農専業 (乳牛)	乳牛 成牛 30頭 育成 15頭 飼料畑 3ha 転換畑 2ha 自作地 3ha 借入地 2ha 農場副産物 1頭当たり 51,000円 労働力 家族 3名 雇用・ヘルパー (各 1名) (主たる従事者 1名)	所得 633万円 総労働時間 5,000時間 (うち、 家族労働 3,600時間 雇用者 ヘルパー 1,400時間) 成牛換算 1頭当たり 129時間	(資本装備) ・トラクター(一部 共同) 45・80ps ・ロータリー、プラウ ・ハロー、播種機 ・プロトキャスター (共同利用) マニユアスプレッダ コンハーベスター モアコンディショナ ロールバレー ラップソグマシン グロブ ・ダンプカー、バキューム2 ・コンクリートフィーダー ・堆肥 1,000 m ³ 共同 ・尿処理施設 (ラグーンばっ気・液肥 化) ・牛舎 500 m ² ・育成舎、飼料庫、 サイロ ・細霧装置、扇風機 ・パイプラインミルカー ・バルククーラー(1t以上) ・運動場 500 m ² (乾乳・育成 用) (技術内容) ・つなぎ・パイプ ラインミルカー又はフリース トルバレー方式 ・TMR方式採用 ・牛群検定の利用 ・WCS 依の活用 ・ラップ体系 ・カウ・コンフォートの採用	・牛群管理パソ ンシステムの活 用 ・飼料生産機械の 共同利用 ・自給飼料生産 基盤の団地化 ・未利用地活用 ・転換水田活用 ・預託等の活用 ・飼料生産省力化 外部化(コントラ クター) ・堆肥化耕畜連携 等の協同化 ・雇用労働の活用 ・家族経営協定の 締結	・ヘルパーの活用 ・給餌、搾乳システ ムの合理化 ・育成管理方式 (隔離、カウハッチ)
算 出 の 基 礎					
1. 品 目	酪農専業				
2. 規 模	経産牛 30頭				
3. 生産量	経産牛1頭当たり 8,800kg				
4. 単 価	114円/kg				
5. 粗収入	粗収入額 31,626千円 所得率 20%				
	所得 6,325千円				
6. 単位規模当たりの労働時間	成牛換算1頭当たり 129時間/年				
7. 総労働時間	5,000時間				
8. 1時間当たりの雇用労賃	1,100円				

組織経営体

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 50ha うち 自作地 10ha 借入地 40ha 労働力 構成員 3名 (主たる従事者 3名) 雇用 3名	所得 589万円 (1戸当り) 総労働時間 5,900時間 (うち、構成員 5,400時間 雇業者500 時間)	(資本装備) ・トラクター 30ps 40ps ・乗用田植機 6条 ・播種機 ・育苗器 ・畦塗機 ・ドライブハロー ・プラウ ・ロータリー ・トラック 2t ・軽トラック ・コンバイン 5条 3条 ・乾燥調整施設 ・パイプハウス ・作業場・倉庫 (技術内容) ・早期栽培 ・品種の早晩の 組合せによる 作業の適正化	・長期安定借地 ・品種別、圃場別 適正栽培管理技 術による高品質 多収 ・作業の効率化	・休日制の導入

算 出 の 基 礎

1. 品目 水稻	7. 借入地面積 20ha
2. 規模 50ha (自作地10ha 借入地40ha)	8. 1時間当たりの雇用労賃 1,100円
3. 生産量・単価 生産量 520kg/10a 単 価 183円/kg	9. 10a当たり地代 22,000円
4. 粗収入 粗収入額 47,580千円 所 得 率 25% 所 得 11,895千円	
5. 単位規模当たりの労働時間 11.8時間/10a	
6. 総労働時間 5,900時間	

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様に関する
 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指
 標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき
 農業経営の指標として、現に酒々井町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつ
 つ、酒々井町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	規 模	所得及び労働 時間	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 (いちご)	ハウス（栽培） 1500 m ² ハウス（育苗） 300 m ² 労働力 家族 2人 (主たる従事者 1人)	所得 270万円 総労働時間 2,547 時間	(資本装備) ・低コスト耐候性 ハウス ・暖房機 ・トラクター ・畦立機 ・防除機 ・直売施設 ・作業場 ・トラック ・予冷库 ・灌水装置	・パソコン経理に よる経営管理 ・高度な栽培技術 による良品、多 収 ・直売による販売	
算 出 の 基 礎					
1. 品目 施設野菜 (いちご) 2. 規模 ハウス (栽培) 1,500 m ² ハウス (育苗) 300 m ² 3. 生産量・単価 いちご 生産量 4,200 kg / 10 a 単 価 1,000円 / kg 4. 粗収入 粗収入額 6,300千円 所 得 率 46.6% 所 得 2,936千円			5. 単位規模当たりの労働時間 いちご 1,698時間 / 10 a 6. 総労働時間 2,547時間		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

酒々井町の特産品である水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、印旛農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、酒々井町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 酒々井町が主体的に行う取組

酒々井町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、印旛農業事務所やJA成田市など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、酒々井町が主体となって、印旛農業事務所、農業委員会、JA成田市、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

酒々井町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展で

きるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

酒々井町は、印旛農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。

町農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

J A成田市は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。

印旛農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

酒々井町は、J A成田市と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、印旛農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、J A成田市等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう印旛農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

予想農用地面積 (A)	利用集積の目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等面積
505ha	303ha	60%	303ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積をふくむ。

注2) 目標年次はおおむね10年後とする。

注3) 利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

酒々井町の農業は印旛沼と高崎川周辺の水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積及び集団化（集約化）を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

① 魅力ある農業経営の育成及び支援

ア 農地の利用集積を図るため、営農意欲の高い農家（担い手等）へ所有権移転や貸借などとともに、作業請負の受委託の推進に努める。

② 活力ある農業経営の近代化のための支援

ア 地域農業生産システムを確立するため、生産組織及び地域農業集団等の育成を行い、高性能機械、施設の導入、ITを活用した経営管理を図り、農地の利用集積及び作業受託による規模拡大の推進に努める。

イ 認定農業者制度の活用により、中核農家の育成・確保に努める。

③ 各種農業経営組織の育成及び支援

ア 地域の後継者、中核をなす次世代のリーダーを育てる組織の育成に取り組む。

イ 高齢者を中心とした地域農産物自給システムづくり、地域文化の伝承や地

域活性化を進めるため優れた人的資源の発掘及び養成を行うとともに、組織づくりの支援に努める。

④ 農村女性の活動の育成と支援

ア 農村女性関係団体等の育成強化と農村における男女共同参画事業を支援する。

イ 農産物直売所や農産物加工に取り組む生活改善グループ等を支援する。

ウ 家族経営協定を進め立場を明確化し、家族労働・農業労働等を評価させ女性自身が自信を持って輝いて働ける農業を目指した、活動を支援する。

(3) 関係団体等との連携体制

酒々井町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、印旛農業事務所、JA成田市、土地改良区、酒々井町地域農業再生協議会等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

酒々井町は、千葉県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、酒々井町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や事業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

酒々井町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 第18条第1項の協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定する。

イ 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

ウ 参加者

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA成田市、農地中間管理機構印旛支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

エ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

オ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を経済環境課に設置する。

② 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

③ その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

酒々井町は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・JA成田市・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設置等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とする事が適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合においてJA成田市又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、JA成田市その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 酒々井町長への確約書の提出や酒々井町長との協定の締結を行う等により、

その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 酒々井町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 酒々井町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 酒々井町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 酒々井町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 酒々井町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、酒々井町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 酒々井町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2

第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 酒々井町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 酒々井町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、JA成田市又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、酒々井町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 酒々井町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量な

ど、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

酒々井町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

酒々井町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を酒々井町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

酒々井町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

酒々井町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 酒々井町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 酒々井町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

酒々井町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち

③ ②のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を酒々井町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 酒々井町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

酒々井町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあつせん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

酒々井町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を酒々井町に提出して、農用地利用規程について酒々井町の認定を受けることができる。

② 酒々井町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域

- 計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 酒々井町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を酒々井町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項の他、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 酒々井町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 酒々井町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 酒々井町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、印旛農業事務所、農業委員会、JA成田市、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）等の指導、助言を求めて来たときは、総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 4 JA成田市が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進
- 酒々井町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。
- ア JA成田市その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。
- (2) JA成田市による農作業の受委託のあっせん等
- JA成田市は、農業機械銀行方式の活用、農作業の受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 酒々井町は、効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
- また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受け入れ環境の整備

印旛農業事務所、JA成田市などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の1つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

酒々井町が主体となって千葉県立農業大学校や印旛農業事務所、農業委員、指導農業士、JA成田市と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

酒々井農産物直売所への出荷の促進や交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談や、就農後の営農指導等フォローアップについては印旛農業事務所、JA成田市、酒々井町認定農業者等、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

酒々井町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 酒々井町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 酒々井町は、農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 酒々井町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 酒々井町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

酒々井町は、農業委員会、JA成田市、印旛農業事務所、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、JA成田市、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、酒々井町は、このような協力の推進に配慮する。

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

高崎川、印旛沼新田地域等は、既に土地改良整備事業が完了しており、効率的な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を実施し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

更に、酒々井町は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年10月17日から施行する。

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の2の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年・6年・10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間)とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の栽培期間からみて相当でないとする場合にあつてはこの限りではない。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近隣の借賃がないときには、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合其他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき酒々井町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。